

遺言による 国内外の人道支援を お考えの方へ

あなたの「思い」を
ジャパン・プラットフォームが責任を持って
人道支援に活かします



イラク・シリア人道危機対応 ©JPF

ジャパン・プラットフォーム
遺贈寄付・相続財産の寄付のご案内

ジャパン・プラットフォーム (JPF) とは

世界では今も、多くの人が助けを待っています

世界には、紛争や自然災害などの外的な理由により、安心して暮らすことができない人々がたくさんいます。現在、支援を必要としている難民^{※1}や国内避難民の数は約6,500万人^{※2}にのぼり、第2次世界大戦後の最悪数を記録。その約半数が18歳以下の子供といわれています。また、気候変動の影響による洪水や干ばつなどの自然災害も頻度が増し、人々が避難を余儀なくされるリスクは過去約40年間で2倍^{※3}に高まったといわれています。

さらに、日本国内でもいまだ約12万人^{※4}の方々が東日本大震災により家を追われたままの状態にあります。



※1 人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた人々。
 ※2 UNHCR "Global Trends Forced Displacement in 2015"
 ※3 Internal Displacement Monitoring Centre "Disaster Related Displacement Risk : Measuring The Risk and Addressing Its Drivers"
 ※4 復興庁 平成29年1月31日発表

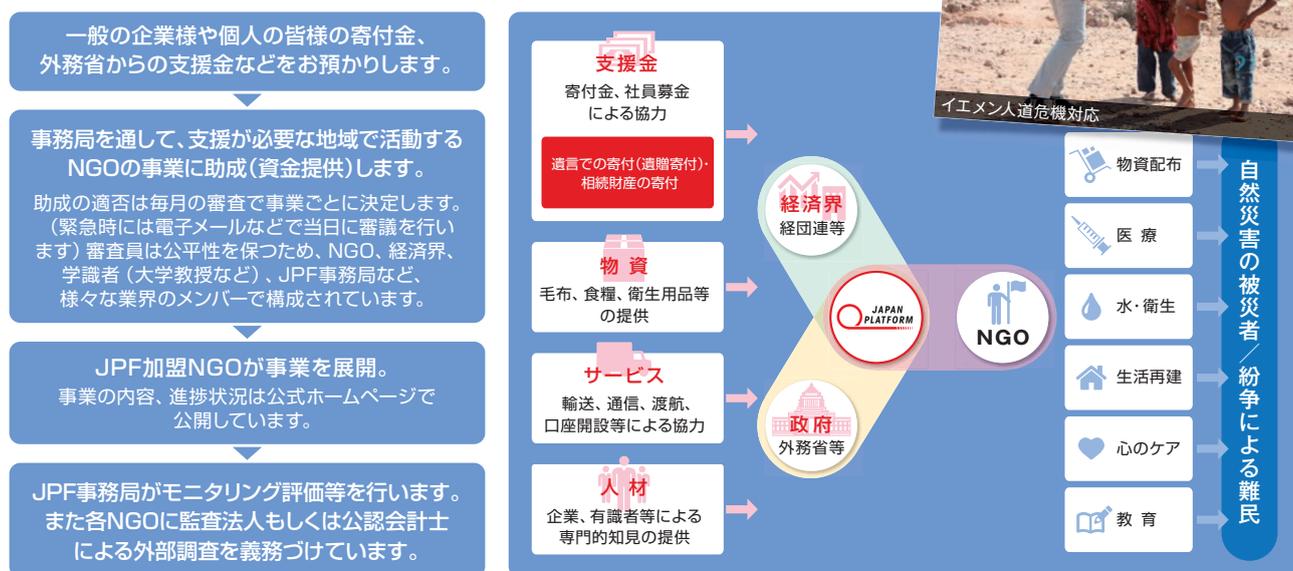
1秒でも速く、1人でも多くの人へ、日本の人道支援を届けます

JPFは、日本のNGO^{※5}によるプロフェッショナルな支援を迅速に届けることを目的とし、2000年に設立されました。日本のNGOは被災者や難民の視点に立った日本人らしい細やかなサービスを得意としていますが、単独で即時の初動対応を行う財政基盤がないことから、自然災害や紛争が起こった際の現場入りが遅れる問題がありました。私たちJPFはそれまで連携の難しかった「NGO・経済界・政府」をつなぐ仕組みによって、情報や資金を効果的に支援に活かすことを可能にし、様々な得意分野（医療、衛生、物資提供、女性・子ども支援、教育、情報通信技術など）をもつ加盟NGOとともに国内外で緊急時の人道支援活動を幅広く展開しています。

※5 英語のNon-Governmental Organizationの頭文字を取った略称。日本語訳は「非政府組織」。政府や国際機関とは別の「民間」の立場から、国境や民族、宗教の壁を越え社会問題に取り組む団体のこと。



ジャパン・プラットフォームの支援の流れ



ジャパン・プラットフォームの強み

- ご寄付や政府資金を機動性の高いNGOが活用することにより、緊急事態発生直後から被災者・難民に支援が届きます。
- NGOは様々な得意分野を持つ支援のプロとして、現場のニーズを適切に把握し、かつ被災者・難民に寄り添いながら、誰も取り残さない支援を目指します。
- 外務省や各国政府、国連などの国際機関との情報共有、さらに企業などとの連携を深めています。また活動の質と透明性を高める仕組みにより、資金を有効かつ適切に活用します。



支援をつなぐ

災害や紛争が後を絶たない世界。
被災者や難民の方々へ支援を届けたい
あなたの気持ちと支援のプロを
ジャパン・プラットフォームが
つなぎます。

遺言での寄付・相続財産の寄付のご案内

- 遺言での寄付（遺贈寄付）をお考えの方へ 4ページ
- 相続財産の寄付をお考えの方へ 5ページ
- よくあるご質問 6ページ

遺言での寄付(遺贈寄付)をお考えの方へ

遺贈寄付とは、遺言によりご自身の意思を表し寄付することです

遺言書によって、遺産を特定の人や団体に贈ったり、寄付することを「遺贈」といいます。遺贈先に「ジャパン・プラットフォーム」をご指定いただくことが、支援につながります。

昨今、世界の難民や国内外の自然災害の被災者の支援のためにご自身の財産を活用したい、というお問い合わせが増える中、JPFでは皆様のこうした「想い」に基づくご寄付を、国内外の人道支援活動に有効に活用させていただきます。

遺贈のご意思は、法的に有効な遺言書によってはじめて実現でき、JPFに遺贈いただいたご寄付には相続税が課税されません。

例えば…

ご自分の財産の使い道を
ご自身で決めようと考えている方

被災地などでジャパン・プラットフォームの
活動に触れ、寄付を考えている方

遺贈寄付の流れ

ジャパン・プラットフォームの活動内容にご理解と
ご賛同をいただき、ご自身の意思をご確認ください

遺贈寄付の内容、
遺言執行者(あなたの代わりに遺産の分配などを行う人)
をお決めください

法的に有効な遺言書をお作りください

遺言書の遺贈寄付先に
「特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム」
とご記載ください

遺贈寄付先に記載した旨を
ジャパン・プラットフォームまでご連絡ください(任意)

執行者には、弁護士、税理士、
信託銀行などの専門家を
おすすめします。

遺留分(法定相続人の権利)に
十分配慮ください。^{※1}

公証人による「公正証書遺言」を
おすすめします。

主な遺言書には「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります。ジャパン・プラットフォームでは、紛失などの危険性が少なく遺贈寄付に適した「公正証書遺言」をおすすめします。「公正証書遺言」は、全国約300カ所にある公証役場にて作成が可能です。遺言書の種類や作成方法など詳しくは上記の専門家や公証役場にご相談ください。

※1 遺留分

遺言によって一方的に奪うことの出来ない法定相続人の権利のこと。法定相続人が一定の割合で遺言を否定して法定相続分の一部を取り戻すことができる権利。法定相続人のなかで、遺留分の有無やその割合が異なりますので、遺言書を作成する際には遺留分に配慮する必要があるかどうかを、弁護士などの専門家に相談するのが望ましいとされています。

ご不明な点はジャパン・プラットフォームまで、お気軽にご相談ください。(秘密は厳守いたします)

相続財産の寄付をお考えの方へ

相続財産の寄付とは、相続または遺贈で財産を取得された方が寄付することです

故人の生前の思いに応じて相続人様のご意思によって相続財産から寄付をすることや、第三者が故人から受け継いだ財産を寄付することを、相続財産の寄付といいます。

相続財産の一部を寄付したいという、温かいお問い合わせをいただいております。JPFでは、こうした相続財産の寄付についても、責任を持って人道支援活動に活用させていただきます。

JPFにいただいた相続財産の寄付(現金)は、相続税の申告期限内に適切な申告が行われますと、相続税が課税されません。

例えば…

相続された財産を人道支援に役立てたい
相続人様

故人の生前の人道支援への「想い」を
未来につないでいただける相続人様

相続財産の寄付の流れ

ご寄付をいただく際に
相続財産からの寄付である旨をお伝えください

ジャパン・プラットフォームより
相続財産の寄付に関する証明書と領収書を発行いたします

相続税の申告時に、証明書と領収書を添付することで
税制上の優遇措置^{※2}を受けることができます

税制上の優遇措置を受けるには、
期限内(被相続人が死亡したことを
知った日の翌日から10ヵ月以内)
にご寄付をいただき、相続税の
申告も済ませていただくことが
必要です。

※2 税制上の 優遇措置

ジャパン・プラットフォームは東京都から認定を受けた「認定NPO法人」です。「認定NPO法人」とは、運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するとされ、一定の基準に適合し、認定を受けた団体です。その法人の活動に関連する寄付は(不当減少の場合を除く)、寄付額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されないことになっています。

相続税についての詳細は、お近くの税務署や専門家にお問い合わせください。



よくあるご質問

Q ジャパン・プラットフォームへの寄付金はどんなことに使われますか？

A 国内外問わず大きな自然災害や紛争で苦しんでいる人々を助けるためのNGO活動に助成します。また、いつ起こるか分からない災害に備える準備を行います。例えば、突発的な災害や難民発生などに対して迅速かつ最適な支援を行うための備えに活用します。ご寄付により、初動対応のための資金準備と人員体制の強化、NGOやその他機関との連携の強化、活動の質や透明性を保つ活動などが実現できます。

Q 寄付が使われる国や地域を指定できますか？

A JPFの支援は、その時々で起こっている自然災害や紛争で苦しんでいる人がいる国や地域に届けられます。寄付をいただく時点で、ご指定の国や地域で活動していない場合もございますので、遺贈寄付の場合は原則として支援プログラム、国や地域などをご指定いただくことが困難です。相続財産の寄付の場合は指定できる場合がありますので、お問い合わせください。

Q ジャパン・プラットフォームについてもっと知りたいので、詳しい団体紹介パンフレットを送ってもらえますか？

A 下記お電話、またはメールアドレスにて「団体パンフレット希望」とご連絡ください。ご連絡いただいたご住所に郵送させていただきます。

Q 自分には法定相続人がいません。遺言書を作成して遺産の受取人を指定しないと、私の財産はどうなりますか？

A 相続人がいない場合（相続人全員が相続を放棄した場合も同様）、相続財産管理人が財産を換価・清算し、特別縁故者に分与または国庫に帰属します。そこで、遺言書を作成して、ジャパン・プラットフォームを受取人に指定していただくことには大きな意味があります。

Q 不動産、株などの有価証券は寄付できますか？

A 原則現金での受付を優先させていただいておりますが、不動産や有価証券に関してもご相談ください。

Q 遺言書は心をこめて自筆で書きたいのですが「自筆証書遺言」で遺贈による寄付はできますか？

A 可能ですが、「自筆証書遺言」は、法律上で方式が厳格に定められていますので注意が必要です。また、紛失や発見されないリスクが高いと言われております。そのため、公証役場で作成する「公正証書遺言」をおすすめします。

Q 葬儀でいただいたお香典や御花料を寄付することはできますか？

A 相続財産による寄付ではなく一般の寄付と同じ扱いになりますが、お香典や御花料もご寄付として受け付けております。「お香典返し」にかえて、ジャパン・プラットフォームが用意する「お礼状」をお届けいたします。詳しくはお問い合わせください。

遺贈寄付、相続財産の寄付に関するお問い合わせはこちらまで

☎ : 03-6261-4036 (渉外部直通)

(受付時間: 月・水・金の10:00~12:00 / 14:00~17:00)

✉ : izou@japanplatform.org

ジャパン・プラットフォーム遺贈寄付担当

お気軽にご相談ください



イエメン人道危機対応

©JPF